

# 姫川上流漁業協同組合

## 内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（にじます、いわな、やまめ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、前項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる、漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具漁法	統数又は規模
手 釣 竿 釣	1人1本

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間で行なければならない。

魚 種	期 間
にじます いわな やまめ	3月1日から9月30日
うぐい	周 年

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

### (禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1) 小谷村大字北小谷の大網発電所堰堤から上流365メートル下流455メートルに至る区域	周 年
(2) 小谷村大字中土大海川明才堰頭首工より上流区域本支流全区域	
(3) 白馬村大字北城の姫川第2発電所姫川第2ダムから上流90メートル下流90メートルに至る区域	
(4) 白馬村大字神城内山橋上流の姫川本支流	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

魚 種	全 長
にじます	全長15センチメートル
いわな	全長15センチメートル
やまめ	全長15センチメートル
うぐい	全長10センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第3項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣りによる遊漁の場合

区 分	遊 漁 料
1 日	1,100円
1 年	5,000円

(2) 前項の規定に係わらず手釣、竿釣りによる遊漁の場合、次表欄に掲げる者の遊漁料は、下欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
小学生以下の者	無 料
中学生及び身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣りによる遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

(1) 姫川上流漁業協同組合事務所 北安曇郡白馬村大字北城12875番地

(2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所及び顔写真(承認期間が1年の遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 遊具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証は人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。(行政庁の認可：令和5年12月1日)